

届出対象施設、排水基準等

熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）

■水質汚濁防止法の特定施設一覧

熊本県生活環境の保全等に関する条例の排水施設一覧
61～70ページ、小規模し尿処理施設が追加。

■排水基準値一覧表

有害項目 「水に関する基準の概要」

生活環境項目

①水濁法 50m³ 以上（一律基準）

生活環境に係る項目の排水基準 41ページ

②3条3項条例で 20m³ 以上まで裾下げ（上乘せ）

一日の排水量が 20m³ 以上 50m³ 未満の特定事業場の上乗せ排水基準
54頁、県下全域

③3条3項条例で排水量が大きい場合には基準値が厳しい。（上乘せ）

55頁：対象範囲 有明海・八代海に流入する区域

56頁：50m³～1000m³ の上乘せの基準

BOD 又は COD、SS

57頁：1000m³ 以上の上乗せ基準

BOD かつ COD、SS

ただし BOD は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限り限定。

④生活環境条例で横出ししている施設。

59頁・60頁

対象範囲：基本的には県下全域、小規模し尿処理施設は有明海、八代海に流入する区域。

ただし、窒素及び磷については、有明海・八代海・羊角湾・瀬戸内海に流入する区域。